

第百七十一回国会
衆議院
国土交通委員会
議 録
第二十四号

平成二十一年六月十日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 望月 義夫君

理事 奥野 信亮君 理事 菅原 一秀君

理事 中山 泰秀君 理事 福井 照君

理事 山本 公一君 理事 川内 博史君

理事 後藤 斎君 理事 上田 勇君

理事 赤池 誠章君 理事 新井 悦二君

理事 泉原 保二君 理事 稲葉 大和君

理事 江崎 鐵磨君 理事 遠藤 宣彦君

理事 小里 泰弘君 理事 太田 誠一君

理事 岡部 英明君 理事 龜岡 偉民君

理事 北村 茂男君 理事 佐田玄二郎君

理事 七条 明君 理事 島村 宜伸君

理事 杉田 元司君 理事 鈴木 馨祐君

理事 とかしきなおみ君 理事 長島 忠美君

理事 西銘恒三郎君 理事 藤井 勇治君

理事 松本 文明君 理事 盛山 正仁君

理事 吉田六左門君 理事 若宮 健嗣君

理事 石川 知裕君 理事 小宮山泰子君

理事 古賀 一成君 理事 高木 義明君

理事 長安 豊君 理事 三日月大造君

理事 森本 哲生君 理事 鷺尾英一郎君

理事 高木 陽介君 理事 谷口 和史君

理事 穀田 恵二君 理事 下地 幹郎君

国土交通大臣 金子 一義君

国土交通副大臣 加納 時男君

国土交通大臣政務官 谷口 和史君

国土交通大臣政務官 西銘恒三郎君

国土交通委員会専門員 石澤 和範君

委員の異動

六月十日

第一類第十号

国土交通委員会議録第二十四号

平成二十一年六月十日

辞任

大塚 高司君

長崎幸太郎君

原田 憲治君

亀井 静香君

同日

辞任

新井 悦二君

鈴木 馨祐君

とかしきなおみ君

下地 幹郎君

補欠選任

新井 悦二君

鈴木 馨祐君

とかしきなおみ君

下地 幹郎君

補欠選任

大塚 高司君

長崎幸太郎君

原田 憲治君

亀井 静香君

六月十日

道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出、衆法第二八号)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名提出、衆法第二九号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外四名提出、衆法第二八号)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外四名提出、衆法第二九号)

の撤回許可に関する件

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出第二七号)

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○望月委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

細川律夫君外四名提出、道路運送法の一部を改正する法律案及び細川律夫君外四名提出、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案につきまして、それぞれ提出者全員から撤回の申し出があり、これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○望月委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○望月委員長 内閣提出、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○望月委員長 この際、本案に対し、福井照君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び国民新党・大地・無所属の会の五会派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。福井照君。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○福井委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、これまでの政府提出法律案及び野党四会派共同提出の衆法二案に対する委員会での

議論を踏まえ、タクシー事業の適正化、活性化を推進する上で必要な事項について定めるもので、その内容は次のとおりでございます。

第一に、本法律案の目的に、地域における交通の健全な発達に寄与することを追加するものとしております。

第二に、都道府県知事及び市町村長は、国土交通大臣に対し、特定地域の指定を行うよう要請することができるようしております。

第三に、地域計画は、都市計画等との調和が保たれたものでなければならないこと等としております。

第四に、国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保に加え、資金の融通またはそのあつせんその他の援助に努めるものとしております。

第五に、政府は、タクシー事業の許可、運賃及び料金、タクシーの増車等に係る事業計画の変更、事故の報告等タクシー事業に係る道路運送法に基づく制度のあり方について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

第六に、政府は、タクシー運転者の登録等に関する制度のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

第七に、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準に関する道路運送法第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたものとするものとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容でございます。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)
○望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○望月委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入りますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、福井県外六名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○望月委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○望月委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○望月委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、福井県外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び国民新党・大地・無所属の会の五会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されており

ます。提出者より趣旨の説明を求めます。後藤斎君。

○後藤斎委員 民主党の後藤斎でございます。ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

なお、お手元に配付してあります案文の朗読をもつて趣旨の説明にかえることにいたします。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 利用者のニーズに合致したサービスの提供が何よりも重要であることを関係者は認識し、需要拡大に向けたあらゆる施策を講じ、ことを念頭に、利用者の選択性を高めるための方策、最新のIT技術を活用したサービスの提供、利用者利便の向上に資する情報提供、乗り場の整備等を、関係者の緊密な連携により推進すること。

二 タクシーが地域における公共交通機関として十分な機能を果たせるよう、運転者の労働条件の改善・向上、違法不適切な行為の排除等を効果的に進め、各地において迅速かつ有効な対策を講じること。そのために、特定地域については、その指定を適切に行うこと。

三 特定地域では、地域の需要に適合し、新規参入や増車による需要増が明らかに見込めるもの以外は、原則としてこれを認めないこと。また、特定地域に指定されなかった地域についても、特定特別監視地域への指定を検討する等供給過剰発生への未然防止に努めること。

四 協議会が策定する地域計画には、過度な運賃競争や労働条件改善・向上のための対策について記載されるよう基本方針に明記すること。

五 自主的、協調的な減車を促進する観点から、既存の補助制度の活用のほか、タクシー事業者及びその団体、関係地方公共団体等の関係者の要望を十分踏まえた支援制度の創設に努めること。

六 特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。

七 タクシー事業の健全な競争を図るため、同

一 地域同一運賃の実現が必要との意見を踏まえつつ、適切な運賃制度及びその運用を検討し、必要な措置を講じること。

八 道路運送法第九条の第三項第一号の読替特例措置が講じられた趣旨と経過を勘案し、今後策定される運賃のガイドラインにおいては、各地域の実情を踏まえ、タクシーの安全を確保するための適切な運賃水準が確保されるよう、自動認可運賃の幅を縮小するとともに、下限制れ運賃の審査を厳格化する措置を講じること。

九 下限制れ運賃を採用する事業者には、人件費、一般管理費、走行距離等、必要な指標につき定期的に報告を求め、その事業運営につき適切なチェックを行うこと。また、運賃割引による低額運賃についても、ガイドラインに基づき、下限制れ運賃と同様のチェックを行うこと。

十 今後、新規参入事業者については、まず幅運賃内で一定期間事業を実施させる等の措置を講じること。

十一 今後の運賃改定においては、幅運賃内の運賃であっても、その後の改定の結果、当該運賃が下限制れとなれば、その時点で一年の有効期限が付されるよう措置すること。

十二 公正取引委員会は、国土交通省が行う下限制れ運賃審査をはじめ、タクシー運賃の不当競争防止策について助言を行うなど、必要な連携協力を図ること。また、特定事業計画認定時の協調減車に関する両者の調整については、対策の必要性を十分認識し、迅速かつ適切に行うこと。

十三 違法不適切な事業運営の排除をはじめ、悪質事業者の排除を強力に進めるため、監査体制の大幅な増強を図ること。

十四 利用者の安全を確保する観点からも、労働条件の悪化を防止するとともに、違法不適切な事業運営を排除するため、労働関係法令違反に対する処分の強化を図るとともに、監

査指導体制の強化のため、走行距離制限の導入地域の拡大、デジタルタコグラフの義務化等について検討すること。

十五 国土交通省及び厚生労働省は、タクシー事業における賃金システム等に関する懇談会などの議論に積極的に関与し、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系に再構築すべく努力すること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すこと。

十六 特定地域におけるタクシー事業の適正化、活性化に対する地域の積極的な対応を促すため、地方公共団体への本法の趣旨の周知に努めること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

○望月委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣金子一義君。

○金子国務大臣 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいり所存であります。

全会一致、ぎりぎりまで御苦勞いただきました委員長を始め野党の理事の皆様方、また委員各位、大変御指導、御協力いただきましたことに深

く感謝の意を表します。
大変ありがとうございます。(拍手)

○望月委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○望月委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○望月委員長 次に、内閣提出、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣金子一義君。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金子国務大臣 ただいま議題となりました港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

四面環海の海洋国家であります我が国にとつて、海洋の果たす役割は極めて大きく、海洋の安全を確保することは、我が国の安全を確保する上でも大変重要であり、海洋政策の基本となる海洋基本法においても、海洋の安全の確保のための取り組みを積極的推進すべきであることが示されております。

しかしながら、近年における海難の発生隻数は、減少傾向を示すことなく推移しており、特に、船舶交通がふくそうする東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡においては重大な海難が後を絶たない状況にあります。また、我が国の各海域

における潮流等の特性や交通ルールにふなれた船舶の増加、船舶の大型化等により海難が発生するおそれ及び海難が発生した場合の被害の拡大のおそれが高まっております。

その一方で、自動的に船舶の名称や針路等の把握が可能となる船舶自動識別装置について、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に基づく船舶への搭載及びこれに対応した海上保安庁における陸上施設の整備が平成二十年度中に完了いたしました。これらを活用した海上交通の安全に係る施策の充実が求められております。

このような状況を踏まえ、船舶交通の安全性の向上を図るため、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、地形や潮流といった各海域の特性に応じた航法として、一定の航路の区間における追いつきの禁止、航路外での待機の指示等の新たな航法を定めることとしております。

第二に、船舶の安全な航行を援助するため、海上保安庁長官または港長は、航路等を航行する一定の船舶に対して、船舶交通の障害の発生に関する情報等の必要な情報を提供し、船舶においてはその情報を聴取しなければならないこととしております。また、海上保安庁長官または港長は、これらの船舶に対して、危険防止のために必要な勧告を行うとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとしております。

第三に、港内における異常な気象等による危険を防止するため、港長が、船舶に対し、港内からの退去を命ずること等ができることとするともに、船舶の長さに応じた効率的な港内の交通整理を行うために必要な通報に係る制度の整備を行うこととしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○望月委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十七日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十八分散会

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案に対する修正案

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一条中「推進」を「推進し、もって地域における交通の健全な発達に寄与」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

5 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

第九条第六項中「前三項を」第三項から前項まで「に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

第十六条の見出しを「(資金の確保等)」に改め、

同条中「必要な資金の確保」の下に「融通又はそのあつせんその他の援助」を加える。

附則第三項を附則第六項とし、附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(検討)」を付し、同項の次に次の三項を加える。

3 政府は、この法律の施行の状況、一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰の状況等を勘案し、地域公共交通としての一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化並びに利用者の利益の増進を推進する観点から、一般乗用旅客自動車運送事業の許可、運賃及び料金、事業用自動車に数に係る事業計画の変更、事故の報告等一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法に基づく制度の在り方について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、一般乗用旅客自動車運送事業が地域公共交通として重要な役割を担っていることにかんがみ、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の登録等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路運送法の一部改正)
5 道路運送法の一部を次のように改正する。
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、「加えたものを超えないもの」とあるのは、「加えたもの」とする。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律

(港則法の一部改正)
第一条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 入出港及び停泊(第四条―第十一条)
第三章 航路及び航法(第十二条―第二十条)
第四章 危険物(第二十一条―第二十三条)
第五章 水路の保全(第二十四条―第二十六条)
第六章 灯火等(第二十七条―第三十条)
第七章 雑則(第三十一条―第三十七条)
第八章 罰則(第三十八条―第四十三条)
附則
第十二条中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」、「以下第三十七条まで」を「次条から第三十七条まで及び第三十七条の三に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。
第十四条の次に次の一条を加える。
第十四条の二 港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。
第十八条第二項中「こえない」を「超えない」に、「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、「この条において」を削り、同条第三項中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改める。
第十九条第二項中「前五条」を「第十四条から前条まで」に、「ものの外」を「もののほか」に改める。
第三十六条の三第一項中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 総トン数又は長さがある船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土

交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。
一 当該船舶の名称
二 当該船舶の総トン数及び長さ
三 当該水路を航行する予定時刻
四 当該船舶との連絡手段
五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設
第三十六条の三第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法第二十二條の規定による通報をする際に、併せて、当該水路に係る前項第五号に掲げるけい留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。
第三十七条第三項中「港長は」の下に、「異常な気象又は海象」を加え、「又は禁止する」を「若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずる」に改め、同条に次の一項を加える。
4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
第三十七条の四第一項中「の規定により」を「において」に、「第二十一条第一項」を「第十四条の二、第二十一条第一項」に改め、第七章中同条を第三十七条の六とする。
第三十七条の三中「前条」を「第三十七条の二

に、「これを」について」に改め、同条を第三十七条の五とする。
第三十七条の二の次に次の二条を加える。
(港長が提供する情報の聴取)
第三十七条の三 港長は、特定船舶(小型船及び雑種船以外の船舶であつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。
2 特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)
第三十七条の四 港長は、特定船舶が前条第一項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
2 港長は、必要があると認めるときは、前項

の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。
第三十八条中「左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月」を「次の各号のいずれかに該当する者は、六月」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「の規定により」を「において」に、「に違反したとき」を「の違反となるような行為をした者」に改める。
第三十九条を次のように改める。
第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第五条第一項、第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十六条の三第一項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定の違反となるような行為をした者
二 第五条第二項の規定による指定を受けないうで船舶を停泊させた者又は同条第四項に規定するびよう地以外の場所に船舶を停泊させた者
三 第八条第三項、第十条第三十七條の五において準用する場合を含む。、第十四条の二又は第三十七条第一項若しくは第三項(これらの規定を第三十七條の五において準用する場合を含む。)の規定による処分の違反となるような行為をした者
四 第二十四条第一項又は第三十一条第一項(第三十七條の五において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
五 第二十四条第三項又は第二十六条、第三十一条第二項若しくは第三十六条第二項(これらの規定を第三十七條の五において準用する場合を含む。)の規定による処分に

定することができる。

第二十六条の見出しを削り、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

第二十六条第二項中「告示」の下に「(同項ただし書に規定する方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法)」を加える。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

第二十九条の二 海上保安庁長官は、特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)
第二十九条の三 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行する

平成二十一年六月十九日印刷

おそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

第三十条第二項第二号中「附された」を「付された」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「附した」を「付した」に、「附する」を「付する」に改め、同条第八項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第三十一条第六項中「附近」を「付近」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。
第三十四条中「第五条」の下に、「第六条の二」を、「第二十五条第一項の下に」及び「第二項」を、「第二十八条第一項の下に」及び「第二十九条の二第一項」を加える。
第三十五条中「第五条」の下に、「第六条の二」を、「第二十五条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三十七条の二中「第十四条第三項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)」を「第十条の二又は第二十条第三項」に改める。
第四十条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十四条第三項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)」を「第十条の二」に改め、同条第五号中「附し」を「付し」に、「附した」を「付した」に改める。
第四十一条中「五万円」を「五十万円」に改め

平成二十一年六月二十二日発行

る。
第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中海上交通安全法第二十六条第一項及び第二項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 次条の規定 この法律の施行の日前の政令で定める日

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二條の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)
第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二十号中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に、「同条第二項」を「同法第三十七条の二第二項」に改める。
第三十六条の二第四項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

理由

近年における海難の発生状況、海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全性の向上を図るため、海域の特性に応じた新たな航法の設

定、船舶の安全な航行を援助するための措置に係る規定の整備等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A